

【専修学校】

2024年度

自己評価・点検シート

点検日	点検者
2025.9.30	学校長 小津 恒義

基準を満たすかどうかの3段階表示
3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている
2：概ね基準を満たしている
1：基準を満たしておらず改善が必要

1. 学校の教育目標

学校法人 小津奨学会 名古屋経営会計専門学校（以下「本校」と称する）は学校教育法に基づく専門教育機関（専修学校専門課程）として、職業上必要な経営管理能力を育成し、企業経営の経理・財務管理および経営管理に従事する者を養成する。また、外国人に対する日本語教育を行い、文化交流を図り、国際理解と我が国の文化の発展に寄与する。

2. 本年度に定めた重点的に取り組むことが必要な目標や計画

1. 日本語科の教育課程の質向上
2028年度までの認定を目指しての授業改善の推進
シラバスの精緻化と成績評価基準の透明化
※実施は一部準備段階にとどまり、2025年度に引き継ぐ。
2. 外部意見の反映体制の整備
学校関係者評価委員会の設置に向けた準備
教育課程編成における企業関係者との意見交換の試行
3. 学校評価と情報公開の充実
日本語科での法定情報公開に加え、学校全体での自己点検結果の初回公表
評価結果を踏まえた改善計画の策定
4. 学生支援の強化
留学生キャリア形成支援プログラムの充実（就職ガイダンス・企業説明会の拡充）
学習相談・生活相談体制の強化（担任制＋キャリアコンサルタントの活用）

3. 評価項目の達成及び取組状況

大項目	小項目	評価基準	自己点検 評価結果
（１）教育理念・目的・目標	1 教育理念、目的及び目標の設定等	教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしていること。	A
（２）教育課程、教育の実施、学修成果	1 教育課程の編成と授業科目	①学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成した上で、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。 ②外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目を 300 時間以上開設していること【注】外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	A
	2 教育の実施	①授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、成績評価基準に基づき成績評価を行っていること。 ②企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定していること。【注】職業実践専門課程】	C
	3 単位・卒業認定	学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む修得とさせる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。	A
	4 学修成果目標の達成状況	卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得（資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得含む。）についての目標を定め、その目標が達成できていること。 学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。	A
	【評価結果の分析】	本校は、教育理念「自由・責任・自立」に基づき、専門職業人の養成を目的とした教育理念・目的・目標を明確に設定し、それに基づく人材像を定めている。教育課程は基礎から応用へと段階的に配置され、外国人留学生に対しては日本社会理解や就職支援に資する授業科目を300時間以上設けるなど、社会的要請に対応した体系的な編成がなされている。 授業実施については、授業形態や教材の適切な活用、成績評価の透明性が確保されている点は評価できる。しかし一方で、企業等との連携による実習・演習は十分に整備・実施できておらず、職業実践専門課程として求められる水準には達していない。この点が現状における主要な課題である。 卒業認定については、必要単位数の修得を基盤とし、学科・コースごとに職業能力を含む卒業認定方針を設定・運用している。また、学科別に資質・能力の修得目標を明確にし、学生の希望進路（国内就職や進学）を実現するための体制が整っており、概ね目標が達成されている。	
	【今後の改善方策】	1.企業連携による教育実施の強化 教育課程編成委員会に企業・業界関係者の参画を拡大し、企業連携科目の開発を進める。 インターンシップや企業課題を取り入れた演習を導入し、総授業時数の10～15%程度を企業連携授業に充てることを中期目標とする。 2.卒業認定と学修成果の可視化 卒業認定方針と学修成果目標を学生にさらに分かりやすく示すため、ルーブリックやチェックリスト形式で到達度を自己評価できる仕組みを導入する。 外部資格取得との連動を強化し、職業能力を客観的に証明できる体制を整える。	

(3) 学生の受入れ、学生支援	1 学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	①入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、可否を決定していること。	A
		②学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。 【注】修学支援新制度機関要件の確認 【注】外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	
	2 自主的な学習の促進に対する支援	学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいること。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。	A
	3 多様な学生に対する支援	①適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っていること。	A
		②特に海外からの留学生について適正な在籍管理、進路（就職）指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会が確保されていること。【注】外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	
	4 学生生活に関する支援	①カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。	A
②留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っていること。			
③学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。			
④学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。			
⑤学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。			
【評価結果の分析】	本校では、学生の多様なニーズに応じた支援体制が整備され、概ね適切に運用されている。 ①相談体制については、専任カウンセラーの配置はないものの、担任制を基盤とした日常的な相談支援と国家資格キャリアコンサルタントによる専門的支援により、進路形成を含む相談環境が確保されている。 ②学習継続に困難を抱える学生については、担任教員が個別に面談を行い、進路選択の支援や不利益の軽減に努めており、適切な対応が行われている。 ③健康管理については、学校保健安全法に基づく保健計画を策定し、年1回の健康診断や地域医療機関との連携を通じて、心身両面の支援が実施されている。 ④経済的支援については、奨学金や学費分納制度を整備し、周知・運用している。また、就学支援新制度の対象校ではないものの、利用可能な制度情報を学生に提供することで一定の支援機会を確保している。 ⑤キャリア支援については、キャリアコンサルタントによる個別相談、履歴書作成・模擬面接指導、さらに年間10回以上の就職ガイダンスの開催により、学生が日本国内での就職に必要な力を身につける機会が充実している。 総じて、学生支援の体制は実効性を高いものが整備されており、教育目的に沿って運用がなされていると評価できる。		
【今後の改善方策】	1.相談体制の強化 専任カウンセラーの配置は難しい状況にあるが、外部専門家（臨床心理士やカウンセラー）との連携を検討し、学生のメンタル面の相談体制をさらに充実させる。 2.学習継続支援の体系化 留年や退学希望者への対応を、面談記録・改善計画として体系的に整理し、自己点検に活用する仕組みを整備する。 3.健康管理の充実 健康診断の結果を踏まえた事後指導や健康教育をさらに充実させ、生活習慣改善や予防的な取り組みを導入する。 4.経済的支援の情報提供の拡大 就学支援新制度の対象外である点を踏まえつつ、地方自治体や外部団体の奨学金制度なども調査・周知し、経済的に困難を抱える学生への支援機会を拡充する。 5.キャリア支援の高度化 就職ガイダンスの実施効果を検証し、参加学生のアンケートや進路実績を分析することで、より効果的なプログラムに改善する。 留学生に特化した就職支援プログラム（模擬面接の多言語対応、外国人材を積極的に採用する企業とのマッチング機会など）を強化する。		

(4) 教育実施組織・教員	1 教員の配置、募集、採用	①教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために基準等（教員の採用基準等）を整備し、適正に運用していること。	A
		②教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時数等を把握していること。また、教員の専門性、教授力を把握、評価していること。	
	2 教員の組織編制等	①学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めていること。	A
		②教員間で連携、協力体制を構築していること。	
	3 教員の資質の向上	①学校の教育活動の改善、工夫を行う FD(Faculty Development)などの取組や、教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。	C
		①-2 特に職業実践専門課程においては、企業等と連携して組織的に行っていること。【注】職業実践専門課程】	
		②教員の授業及び指導力を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っていること。 【注】職業実践専門課程】	
	【評価結果の分析】	本校では、教育課程を実施するのに必要な資格・要件を備えた教員を採用するための基準を整備し、適正に運用している。常勤・非常勤のバランスや年齢構成、授業時数を把握するとともに、授業観察や学生アンケートによる評価を通じて教員の専門性や教授力を確認しており、適切な体制が整えられている。 また、学科・コースごとに必要な教員組織を整備し、学科長・主任教員を中心とした責任体制が確立されている。定例会議や授業改善会議を通じて、教員間の連携や情報共有も行われており、教育活動における協働体制は機能している。 一方で、FD（Faculty Development）研修については、体系的な実施はまだ十分ではなく、個々の授業改善や情報共有にとどまっている。また、職業実践専門課程として求められる企業等と連携した研修は現時点で未実施であり、教育課程の実務性や最新の産業動向を教員研修に反映させる仕組みが不足している点が課題である。	
	【今後の改善方策】	1.FD研修の体系化 年度計画に基づいたFD研修を体系的に実施し、テーマを「授業改善」「成績評価の透明性」「行動中心アプローチの実践」などに設定する。 学期ごとに「授業改善共有会」を開催し、授業実践や学生アンケートの結果を教員間で共有する。 2.企業連携による教員研修の導入 学生の就職先や業界団体と連携し、最新の業界動向や実務に基づく知識を学ぶ機会を教員に提供する。 年1回以上の「企業連携研修」（例：企業内研修、業界セミナー参加、企業人による講師派遣）を計画的に導入する。 3.教員評価と能力開発支援の強化 授業観察・学生アンケートを定期的に実施し、フィードバックをもとに教員個々の研修計画に反映させる。 外部研修や資格取得を奨励し、研修費用補助などによって自己研鑽を支援する。 4.職業実践専門課程としての水準確保 教育課程編成委員会に企業関係者を参画させ、研修内容と教育課程をリンクさせる。 教員が企業研修で得た知見を授業改善に反映する仕組みを構築する。	
	(5) 教育環境	1 教育環境の整備	①教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること。
②学生の学習支援のための施設(自習室等)を整備していること。また、学生の休憩、食事のためのスペースを確保していること。			
③図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、必要に応じて学生が閲覧できるようにしていること。			
2 安全対策、防災組織		①学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。	B
		②火災の発生や防災に関する組織体制を整備し、適切に運営していること。	
3 施設・設備等の点検、改善等		①施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に行っていること。	A
		②施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に実施していること。	
【評価結果の分析】	教育上必要な施設・設備は整っており、学習支援環境、図書環境も整備されている。安全管理や点検・更新体制も計画的に運用されている。		
【今後の改善方策】	1.学習環境の充実 自習室や図書室の利用状況を分析し、学生のニーズに即した書籍やICT教材の追加を検討する。 2.安全管理の強化 防災訓練の実施内容を学生アンケートで検証し、実効性を高める。 災害時の多言語対応マニュアルを整備し、留学生を含めた安全管理を充実させる。		

(6) 教育活動の基盤と改善・向上の取組	1 中期事業計画と財務基盤	①当該専修学校が策定している中長期的計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。	A
		②当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。	A
	2 学校運営	①学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること（職業教育に関するマネジメント（教育の企画・設計・運営等）における責任体制を含む。）。	A
	3 学校評価の実施と改善活動	①学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。	C
		①-2 特に職業実践専門課程においては、教育課程編成委員会を年2回以上開催していること。【注】職業実践専門課程】	C
		②学校評価を実施し結果及び改善状況についての情報を公表していること。	B
		③学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っていること。	B
	4 社会からの理解と情報の公表	①当該専修学校の教育活動、学修成果、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表していること。	B
		②教育目的・目標の達成状況や活動状況について関連する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取組んでいること。	B
	【評価結果の分析】	本校は、法人の中期事業計画に基づいて教育課程や研修計画を位置づけ、安定した財務基盤のもとで学科長・主任を中心とした責任体制により適切な運営を行っている点は評価できる。一方で、学校関係者評価委員会や教育課程編成委員会の開催は未実施であり、外部の意見を反映する仕組みは不十分である。学校評価は日本語科で法定に基づき公開しており、学校全体でも今年度から自己点検結果の掲載を開始するなど改善が進んでいるが、外部フィードバックの活用や学校全体での情報公開は今後の課題である。多言語による発信を通じて社会的理解の促進に取り組んでいる点は評価できるものの、学校全体としての情報発信体制をさらに強化する必要がある。	
	【今後の改善方策】	1. 外部意見の反映体制の整備 学校関係者評価委員会や教育課程編成委員会を設置し、年2回以上の開催を目標に、企業・地域社会・卒業生などの意見を教育課程や学校運営に反映する。 第三者評価を積極的に導入し、外部の視点を教育改善に活用する。 2. 学校評価の充実 学校全体で自己点検・評価の公表を毎年度実施し、改善状況を明示する。 内部評価だけでなく、外部フィードバックを組み込むことで、改善サイクルをより効果的に機能させる。 3. 情報公開の拡充 日本語科同様、学校全体でも法定公開情報を整備し、ホームページで公開する。 公開内容を多言語化・グラフ化するなど、学生や保護者、企業が理解しやすい形式で提示する。 4. 社会的理解の促進 産業界や地域社会に向けて公開講座や連携イベントを実施し、学校の教育目的・成果を発信する。 留学生の多様性に応じた情報発信をさらに強化し、社会全体からの理解を広げる。	

4. 学校評価の具体的な目標や計画の総合的な評価結果

日本語科の教育課程の質向上は、2024年度は十分に実施できず、準備段階にとどまった。授業改善や評価基準の明確化は一部に留まり、目標は未達成である。これらは2025年度に継続課題として引き継いだ。 外部意見の反映体制は、学校関係者評価委員会の設置には至らなかったが、企業関係者との意見交換を開始し、仕組みづくりの第一歩を踏み出した。来年度以降は委員会を正式に設置する必要がある。 学校評価と情報公開では、日本語科での情報公開に加え、学校全体でも自己点検結果を初めて公表した。透明性は向上したが、改善内容や進捗状況をわかりやすく提示する点は引き続き課題である。 学生支援の強化では、年間10回以上の就職ガイダンスやキャリア相談体制の整備により、進路支援は充実した。担任制を基盤とした学習・生活相談も機能しており、この分野は目標を達成した。 【総合評価】 2024年度の重点目標は一部で成果を上げたが、日本語科の教育課程改善については未達成となり、2025年度に継続課題として引き継いだ。外部意見の活用や学校全体での情報公開は進
